

座間市教育委員会 6 月定例会会議録

1 開会日時 令和3年6月9日（水） 午前9時35分

2 場 所 座間市役所5階教育委員会室

3 出席委員 教育長 木島 弘
 教育長職務代理者 天野 久美 教育委員 小井田 由美子
 教育委員 馬場 悠男 教育委員 鈴木 義範

4 出席職員 教育部長 安藤 誠 教育総務課長 高木 力
 学校教育課長 野澤 慎 保健給食担当課長 東 真
 教育指導課長 宮崎 広孝 教育研究所長 土山 幸一
 生涯学習課長 吉野 芳絵 図書館長 飯田 京子

5 書 記 佐藤 雄一 中坪 祐貴

6 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	24	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認
2	25	教育関係予算案に関する意見の申出について	教育部長	承認
3	26	令和4年度使用教科用図書の採択方針について	教育指導課長	承認
4	27	座間市就学援助要綱の一部を改正する要綱	学校教育課長	承認

No.	協議番号	協 議 事 項 名	説明者	結果
1	1	郷土資料館整備について	生涯学習課長	継続

No.	報告番号	報 告 事 項 名	報告者	結果
1	7	県費負担教職員の任用について	学校教育課長	—

木島教育長 それでは、ただいまより6月定例教育委員会を開会いたします。

お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 それでは、会期は6月9日今日一日といたします。

次に、教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、会議録署名委員に小井田委員と馬場委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

続きまして、教育長報告に移ります。前回の定例会からの経過を報告いたします。

<教育長報告>

木島教育長 5月12日（水）定例教育委員会、教育長、教育長職務代理者、小井田委員、馬場委員、鈴木委員出席です。

5月13日（木）東原小学校3年生庁舎見学、教育長出席です。

5月14日（金）ひばりが丘小学校3年生庁舎見学、教育長出席です。

5月17日（月）入谷小学校3年生庁舎見学、教育長出席です。

5月18日（火）中原小学校3年生庁舎見学、教育長出席です。

5月24日（月）立野台小学校3年生庁舎見学、教育長出席です。

5月24日（月）消防救助技術指導会選考対抗戦、教育長出席です。

5月25日（火）相模が丘小学校3年生庁舎見学、教育長出席です。

5月25日（火）市長定例記者会見、教育長出席です。

5月25日（火）市スポーツ・文化振興財団定時評議員会、教育長出席です。

5月27日（木）全国学力・学習状況調査視察（相武台東小学校、座間中学校）、私と教育部長の2人で視察してまいりました。

5月28日（金）市議会第2回定例会開会・総括質疑、教育長出席です。

5月31日（月）旭小学校3年生庁舎見学、教育長出席です。

5月31日（月）第14回座間市新型コロナウイルス感染症対策本部会議、教育長出席です。

6月1日（火）中原小学校運動会、教育長出席です。

6月3日（木）小学校運動会（相模野小学校、相武台東小学校、立野台小学校）、教育長出席です。

6月4日（金）市議会第2回定例会一般質問、教育長出席です。

6月7日（月）市議会第2回定例会一般質問、教育長出席です。

6月8日（火）市議会第2回定例会一般質問、教育長出席です。

以上です。ただいまの経過報告について、御意見、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、以上で経過報告を終わります。

次に、本日の案件に移りますが、まずは非公開とする案件についてお諮りします。

議案第24号及び報告第7号については、人事に関する案件ですので非公開にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議なしと認め、議案第24号及び報告第7号は非公開といたします。

また、審議の順番については、議案第25号から第27号までを行った後、協議第1号、議案第24号、報告第7号の順に行うことといたします。

それでは、議案第25号「教育関係予算案に関する意見の申出について」、提案説明をお願いいたします。

(安藤部長 挙手)

木島教育長 安藤教育部長、お願いいたします。

安藤部長 それでは、資料6ページを御覧ください。議案第25号「教育関係予算案に関する意見の申出について」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長から意見を求められた別紙の教育関係予算案に関し、異議のない旨を申し出ることにについて、座間市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり臨時代理をしたので、同条第2項の規定により承認を求める。提案理由は、令和3年度座間市一般会計補正予算について提案するものです。

7ページを御覧ください。7ページは、市長からの意見聴取に関する文書です。これに対し、8ページのとおり異議なしと回答しました。

9ページを御覧ください。補正予算の内容ですが、中学校修学旅行保護者負担金軽減事業費の運営費等補助金159万円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響による中学校修学旅行の延期に伴う企画料について、保護者負担とならないようにするための予算措置です。

議案第25号の説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございます。

宮崎教育指導課長、修学旅行の延期について説明していただけますか。

宮崎課長 はい。4月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の状況等を見ながら、中学校長会と市教育委員会が連携を取り、また、各学校が旅行者と協議を重ねながら、検討し

てまいりました。その結果、市内6校全てが延期することとなりました。6校のうち3校は、予約していた宿泊先が延期後の日程では空いていないということで、旅行会社が企画を立て直さなければならない状況になったためキャンセル料が必要となり、これを市に負担していただくこととなりました。以上です。

木島教育長 ありがとうございます。このことに関して、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、議案第25号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないので、議案第25号は承認いたします。

続きまして、議案第26号「令和4年度使用教科用図書の採択方針について」、提案説明をお願いいたします。

(宮崎課長 挙手)

木島教育長 宮崎教育指導課長、お願いいたします。

宮崎課長 それでは、資料10ページを御覧ください。議案第26号「令和4年度使用教科用図書の採択方針について」、令和4年度使用の座間市教科用図書を採択するに当たり、採択方針を別紙のとおりとすることについて議決を求める。提案理由としましては、県の令和4年度義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択方針に基づく座間採択地区としての方針について提案するものです。

11ページを御覧ください。座間採択地区令和4年度使用教科用図書採択方針の内容です。「(1)小・中学校における教科用図書については、無償措置法第14条の規定に基づき、前年度と同一の教科用図書を座間市教育委員会が採択する。令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることになった教科用図書がある種目については、神奈川県教育委員会において新たに発行されることとなった教科用図書についての調査研究の結果のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて座間市教育委員会が採択する。(2)特別支援学級における教科用図書については、「特別支援学校用教科書目録」に登載されているもの又は学校教育法附則第9条第1項の規定による「一般図書」のうちから座間市教育委員会が採択する。」という内容になっております。

採択は、基本的には4年に1度行われるもので、無償措置法第14条の規定に基づ

いて、継続して採択するものです。小中学校の教科書については、次年度も本年度と同じ教科用図書を選採することが基本方針となります。しかし、中学校社会の歴史的分野の教科用図書については、自由社の新しい歴史教科書が昨年6月に検定の再申請が出され、令和3年3月末に合格し、新たに発行されることとなりました。この場合、無償措置法施行規則第6条第3項により、採択替えを行うことも可能であるとされています。座間市としましては、本提案の座間市採択地区教科用図書採択方針を定めた上で、中学校社会の歴史的分野については、神奈川県教育委員会の調査研究の結果や、令和2年度における座間市の歴史的分野の教科用図書の採択の理由や、検討の経緯及び内容を踏まえて採択を行いたいと考えています。また、特別支援級の教科用図書の採択方針も併せて示しておりますので、御確認ください。次ページ以降は、12ページは神奈川県の令和4年度の採択方針、13ページから16ページまでは県の採択方針についての通知の内容となっております。以上です。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 宮崎教育指導課長、本日は採択方針を提案していますが、この後の流れを説明していただけますか。

宮崎課長 はい。次回の定例教育委員会の中で、採択をお願いしたいと考えております。本日この後、担当から詳細をお話しさせていただきますが、次回の定例教育委員会までの期間で、新しい自由社の教科書、それから前年度採択に当たっての調査関係の資料等を教育委員の皆様にご覧いただきながら、検討していく段取りを組みたいと考えております。

木島教育長 ありがとうございます。

御質問等もないようですので、議案第26号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないので、議案第26号は承認いたします。

続きまして、議案第27号「座間市就学援助要綱の一部を改正する要綱」について、提案説明をお願いいたします。

(野澤課長 挙手)

木島教育長 野澤学校教育課長、お願いいたします。

野澤課長 17ページを御覧ください。議案第27号「座間市就学援助要綱の一部を改正する要綱」、座間市就学援助要綱の一部を別紙のとおり改正する。提案理由ですが、就学援助の対象者及び交付額を改めるため提案するものでございます。

次のページを御覧ください。「座間市就学援助要綱の一部を改正する要綱」、座間市就学援助要綱の一部を次のように改正する。別表中、対象経費、「体育実技用具費」についてです。対象者は「準要保護」が対象者となっております。改正する部分については、対象学年を「第1学年」、交付額を「実物交付」としていたところですが、対象学年の部分「実施学年」、交付額については「実費とする。ただし補助基準額を上限とし、生徒1人につき在学中に1回の交付とする。」という形に改めるものでございます。附則として、「この告示は、公表の日から施行し、改正後の座間市就学援助要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。」というものです。これは中学校に該当するもので、体育実技用具、つまり柔道着のことでございます。今までは、柔道着を学校教育課窓口にて、就学援助認定後の1学年2学期以降に実物交付をしておりました。しかし今年度、中学校体育の kurikulum 変更に伴い、柔道の授業を2学年の1学期とした学校があります。1学期はまだ認定前のため、実物交付ができません。そのため、交付方法を実費とし、認定後に各家庭に、実物交付でなく実費分を交付するという形になります。実施学年も「第1学年」と限定していたものを「実施学年」とし、実施開始学年がどの学年になっても対応できるように整えました。新旧対照表については次のページのとおりです。以上でございます。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 野澤学校教育課長、座間市内の中学校は6校ですが、実技で柔道を選択している学校は何校ありますか。

(野澤課長 挙手)

木島教育長 野澤学校教育課長、お願いいたします。

野澤課長 座間中学校と栗原中学校の2校で、他の4校については剣道です。

木島教育長 わかりました。

他に御質問等はよろしいでしょうか。

木島教育長 御質問等もないようですので、議案第27号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第27号は承認いたします。

続きまして、協議第1号「郷土資料館整備について」、説明をお願いいたします。

(吉野課長 挙手)

木島教育長 吉野生涯学習課長、お願いいたします。

吉野課長 本件には説明員を同席させたいと考えますが、許可をいただけますでしょうか。

木島教育長 入室を許可します。事務局は説明員を入室させてください。

(市史文化財担当 稲垣主査 入室)

木島教育長 では、吉野生涯学習課長、説明をお願いいたします。

吉野課長 それでは、議案書20ページを御覧ください。協議第1号「郷土資料館整備について」、郷土資料館整備について協議を求めます。協議理由でございますが、令和3年3月に提出された「郷土博物館整備に係る提言」を受けて、教育委員会の意見をとりまとめるため協議するものでございます。

まず、本日は本件に関する協議の初回ですので、本題に入ります前に、今年度の進め方について御説明いたします。お手元の資料、21ページを御覧ください。『郷土博物館整備に係る提言』協議予定一覧』でございます。この一覧は、提言書のどの部分を参照しながら、何月の会議で御協議いただくかを示しています。例えば、今月は1の(4)「なぜ郷土博物館が必要なのか」を踏まえ、郷土博物館の必要性について御協議いただきます。11月には、概ね全ての項目について御意見をいただき終えますので、12月には協議した内容をまとめたものを御確認いただく予定です。また、書面では伝わりにくいイメージをつかみ取っていただき、その後の協議にお役立ていただくため、秋ごろになると思いますが、近隣市の郷土資料館又は郷土博物館を視察する機会を設けたいと考えております。視察先はこれから調整いたしますので、詳細が決まり次第御案内申し上げますが、半日くらい要するかもしれませんので、御協力い

ただけますようお願いいたします。以上が、簡単ではございましたが、今年度の予定でございます。

また、本定例教育委員会終了後、恐れ入りますが、引き続きこの場所で、次回の協議事項について御説明させていただきたいと考えております。お時間をいただくこととなりますが、よろしくをお願いいたします。

それでは早速ですが、本日の本題である郷土資料館の必要性について、皆様の御意見を伺いたいと思います。初めに、参考資料である提言内容を踏まえ、担当の稲垣主査から御説明いたします。

稲垣主査 生涯学習課市史文化財担当、稲垣です。よろしくお願いいたします。今回は、「なぜ郷土博物館が必要なのか」という項目について御協議いただきたいと存じます。この項目は主に、施設に期待される機能を示し、これらのことが必要だから施設を整備すべきである、と主張する内容です。それでは提言書の中から、本日御協議いただく部分について読み上げさせていただきます。この内容に加えて、更に主張すべきこと、あるいは座間ならではのことなど、御意見があれば賜りたいと思います。

馬場委員 よろしいですか、始める前に。こうやって順序を追って丁寧にやってくださるということは理解できるんですが、全体的なことに関して自由に意見を言う機会は今までにあったんですけど。

木島教育長 吉野生涯学習課長、先ほどの説明の中で、基本的に11月までの定例教育委員会の中で提言書の説明は全て終わって、12月は全体的なもので、という話がありましたが、そこで今までの話し合いの全体像についてやり取りができるということで良いでしょうか。

吉野課長 はい。そこで必ず、全体を通して皆様からいただいた御意見についてまとめたものを提示して、それを踏まえて更に御意見をいただく機会を設けます。ただ、11月となりますとだいぶ先ですので、中間で御意見をいただくことについては、むしろお願いしたいと思っております。

木島教育長 もしあれば、その都度意見があっても構わないんですね。

吉野課長 はい。先ほど、秋ごろに視察をお願いしたいと申し上げましたが、その頃になりましたら皆様の御意見も更に深まってくるかと思っておりますので、その視察後くらいに、少しまとめた御意見をいただけると助かるかなと思っております。

馬場委員 わかりました。

木島教育長 これから先、6回ないし7回かけて教育委員さんに御意見をいただくので、この進め方について、もし他に委員さんから御意見があれば、それを伺った上で進めたいと思っております。馬場委員以外にも、もし御意見がありましたらお願いいたします。

小井田委員 おおよその目安について記載があるんですけども、こうして小刻みに意見を集約していったら、最終的に内容が少し違ってきても、それは大丈夫ですか。ちょっとここは力を入れた方が良いのではないか、とか。

吉野課長 例えば、21ページの中段辺り、3の(2)から(5)までを9月にお願いする予定ですが、その時期に違うものを、こういうものを見たらどうだろうかとか、こういうことを踏まえてはどうだろうかという、ここに含まれない要素がございましたら、その都度言っていただければ検討項目として入れさせていただきます。

小井田委員 繰り返しになりますが、小刻みにやっていくわけですね。ですから、ある程度のところに来たらもう一度見直してみたりとか、最後までやってみてもう一度見直すと少しバランスが悪かったりとか、また気が付くこともあると思います。最後の方がちょっと時間がかかるかもしれないな、というふうに思いますが、ある程度進んだところでもう一度見直してみる、それを繰り返していった方が良いのではないかと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

(馬場委員 挙手)

木島教育長 馬場委員、お願いいたします。

馬場委員 全体的なことで提案があります。それは、「郷土の先人に学ぶ」と合体させたらどうかと思っていることです。「郷土の先人に学ぶ」について、具体的に今の座間市民にどう知ってもらおうか。子どもたちが学校の授業で使って終わりということではなく、なんとかしたいという話をこの間からしてきている中で、この郷土博物館の計画があるので、それなら合体させたらどうかと思うんです。つまり、郷土資料館とか博物館に必要なことは、もう細かい議論をしなくても皆さん分かっているわけです。実は、旧石器、縄文、弥生という話はどこも同じなんです。だからそれはほんのちょっとにしてにおいて、具体的に座間市が、自然環境などを踏まえて、座間村からどうやって、今

のこういう体制ができあがってきたかということ、自分たちの生活なり地域と密着して子どもたちにわかってもらう、これが本当の郷土博物館じゃないかと思うわけです。それは、「郷土の先人に学ぶ」と同じなんです。まず大矢弥市さんから始まって、教育では鈴木利貞さん、それから経済では瀬戸吉五郎さん、鈴木孫七さん、芥川松太郎さん、そして医療関係では庵政三さん、鈴木英夫先生、そういう方々を全体を通して体系付けて、それぞれの分野で昔から今までどういう人が具体的に関わりあってきて、そのおかげで今どこにどういうものできあがっているかということ、来た人に分かってもらうということが郷土資料館としての役目じゃないかと思うわけです。ということで、全体をそういう視点でもう一度総まくりで考えてほしい、という提案です。

小井田委員 よろしいですか。

木島教育長 小井田委員、お願いします。

小井田委員 馬場委員のお話、本当に私も同じ考えではあるんですが、最初から考え直すというのは大変難しいのかなと思います。これは、期限がもう迫っていますよね。どのようにセットアップするかということは、また更に沢山議論を進めていかななくてはいけないのかなというふうに思ひまして、ちょっと時間もかかってしまうかなと。今まで、「郷土の先人に学ぶ」を学校でやっていましたが、あくまでも読み物資料なんです。実物を実際に見た人、子どもというのは本当に少ないんです。子どもたちに興味関心を持たせる手立て、資料としては、いまひとつ足りなかったというふうに思います。その中で、この郷土博物館の話が出たというのは、学校教育にとっては願ったりかなったりのできごとですので、まずは進めていき、そして更に、学校教育で、また市民の方での学習の場、学びの場として充実させていくというのは、運用と同時に並行してできていくのかな、と思うのですが、どうなのでしょう。

馬場委員 要するに、考え方の大枠ですよ。まず、それをどうするか。例えば、建物をどうするかとか、それから建設費とか、そういう話は基本的に変わらないんです。展示物の中身をどうするかですよ。あるいは、外のいろいろなこととの関係をどうするか、ということの大枠に関して考えていただきたいということです。

小井田委員 その博物館の中に、例えば先人を絡めたような特別コーナーを設置するのは。

馬場委員 というか、ほぼ全体ですよ。近世に至るまでのこと、全体の流れに関しては、入

口の辺りでどこかに少しあればいいんです。「郷土の先人に学ぶ」に出てくるような人たち、あるいはまだ足りない人をこれから補うようにして、その人たちが、どこで、どういう考えや問題意識に基づいて、何をやろうとしたか、その結果何ができたのか。そのためにはこういうものが必要だった、こういう施設があった、こういう道具があった。例えば蚕や生糸の話だって、先人の話があったうえで実際に生糸の展示物があれば、他の場所の郷土資料館の展示物とは意味が違ってくると思います。「郷土の先人に学ぶ」の本の中でも、資料館に行けばこれがここにある、と示して互いに連携すれば良いわけです。

木島教育長 よろしいですか。今回提言をいただいている、それを受けて教育委員会の中で、建物がどのくらいの広さで、どういう内容のもので、ということ具体的にこの場で検討していくんですが、検討結果として将来的に郷土博物館を設置するということになったとき、次期総合計画の中にしっかりと銘打って行って、将来的には予算化しないといけないという、ハードの部分もありますし、馬場委員がおっしゃる中身の部分についても、この中で検討する時間があるように思います。ですから、この提言書を見ていただいて御意見をいただく中で、中身、ソフトの部分の方向性については、今馬場委員がおっしゃられた方向性を更に検討していければ良いのかなというふうに思っています。私の、教育長の立場としては、博物館を整備したいという思いがありますので、実際にどのくらいの大きさのもので、学芸員をどのくらい置いたら良いのかということも検討していただきたいと思っています。まずは今日、稲垣主査に来ていただいていますので、本日協議すべき部分について説明していただいて、今までに出た御意見も含め、更に検討していく、という流れを作っていけたらと思っています。よろしいでしょうか。

それでは稲垣主査、説明をお願いいたします。

稲垣主査 はい。それでは、本日御協議いただく部分について、協議資料を読み上げさせていただきます。

1 はじめに、(4)なぜ郷土博物館が必要なのか、ここでは、郷土博物館がその役割を果たすために必要となる機能について提案する。次に示すように、郷土博物館に求められる機能は文化財保護のみではない。市民の宝である文化財を広く活用し、地域に還元していくことが必要である。ア 考古遺物・古文書・民具・無形文化財等を含む文化財を収集・記録、調査・研究し、保管する。地域の特性・歴史に関する資料は、放置しておけば劣化あるいは散逸し、後世に伝わらなくなってしまう。このことに対し、学芸員の調査・研究を通して資料を収集・記録し、適切に管理された収蔵庫で永く保管できる郷土博物館が必要である。イ 文化財を公開し、市民に郷土の歴史・

文化を広く伝える。文化財を適切に保管していても、収蔵庫に収めたままでは市民がそれについて研究したり、学んだりすることが出来ない。このため、テーマを設定するなどして解りやすく、また常に見学できるよう展示し、さらに展示物について研究し、詳しく解説できる学芸員を配置した郷土博物館が必要である。ウ 学校教育との連携。学習指導要領では、小学校・中学校・高等学校の授業において、博物館の活用を図るものとされている。児童・生徒の学習の質を高めるため、豊富な展示物を備え、学習の助けとなる学芸員を配置した郷土博物館が必要である。エ 市民による郷土史研究・地域研究等の学習拠点。郷土の歴史や文化に興味をもつ人々が有機的に結びつき、学芸員による学習支援の下で研究会等の活動を行う拠点として、郷土博物館は地域に必要不可欠な存在である。また、学習成果をもってボランティア活動等に取り組む人材が育成されることも期待できる。オ 市民の文化交流・コミュニティ・地域振興の拠点。市民の活動が活発に展開されれば、子どもと大人、あるいはサークルとボランティア団体等の利用者同士が影響しあい、より豊かな文化的土壌が醸成されることになる。このような文化センターの役割を果たすため、郷土博物館が必要である。

今回御協議いただきたい内容は、以上です。

吉野課長 ただいま稲垣から御説明申し上げましたとおり、資料館の必要性について、アからオまでが提言書によって示されております。これについて、御意見等ございましたらお伺いしたいと思います。担当からの本日の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

鈴木委員 では、よろしいですか。

木島教育長 鈴木委員、お願いいたします。

鈴木委員 まず一つ、アからエまでの4か所に「学芸員」と入っているんですが、博物館に学芸員が入るのは当たり前のことなので、あえてこの中で繰り返し「学芸員」と入れて強調する必要があるのかどうか。私としては、あえて入れる必要はないのではないかと思います。

もう一つは、オのところで「市民の文化交流・コミュニティ・地域振興の拠点」と書かれているんですが、ボランティアも含めてのことで、これはエとある程度重なるところもありますし、また、「文化センターの役割」とも言っていますが、あえてこのところはいらないのではないかと。エと一緒に書くような書き方でも良いのではないかと感じました。

(天野委員 挙手)

木島教育長 天野委員、お願いいたします。

天野委員 私は、提言書の3ページ、1の(4)の「なぜ郷土博物館が必要なのか」の一つ前、(3)の「施設の名称について」というところで、「資料館」か「博物館」かというふうに比べたときに、「資料館」だと資料の収集・保存を第一としている、「博物館」だと博物館法で定義されていて、教育普及・展示公開に重きを置いているという、その区別が分かりました。当然、展示公開していきたい、子どもたちや高齢者の方たちにももっと歴史を知ってほしいという気持ちがありますから、「博物館」という前提で今回の部分は見ていきました。以前、座間市で翡翠が出土したとき、私の子どもが電車の中でそのニュースを見て、興奮して私に電話をしてきたんです。やはりそういったときに、興味を持って「見たい」と思い、見ることができれば、次は「どこからこれが来たのかな」というふうに、考えがどんどん発展していきますよね。興味を持ったときというのは、すごく物事を覚えられるときなので、子どもたちの教育にはやはり素晴らしいということと、あとはこれから少子高齢化になっていきますけれども、生涯学習は本当に重要になってくると思いますので、会社を引退された高齢者の方たちが学習する、その機会というのが与えられるわけなので、博物館というのは本当に必要だな、というふうに感じています。

(小井田委員 挙手)

木島教育長 小井田委員、お願いいたします。

小井田委員 この「なぜ郷土博物館が必要なのか」というのは、すごく大事なところですよ。 「座間市教育大綱」、「豊かな心を育むひまわりプラン」には、自分たちの郷土に対する気持ちを高めていく、深めていくため、「郷土への愛と誇り」というものが盛り込まれています。これは子どものみならず、市民一般の皆さんもそうだと思うんです。文科省から、「郷土愛についてしっかり学ばせてください」、「自分たちの郷土に対して愛着を持たせてください」と言われ出したのは近年になってからですので、その辺りを通り過ぎてしまった大人も多いのではないかと、または他市から移り住んでいる方も多いのではないかと、親御さんが座間市への愛着、誇りを十分に味わっていない、そういう家庭で育っている子どももいるのではないかと。そういった中では、子どもや学校教育にこだわらず、郷土のすばらしさについて市民にも知らせたいという、そこをもう少し盛り込んだ意義の文としてほしいです。例えば、ウの「学校教育との連携」の

中では学習指導要領に触れていまして、「学習の質を高める」というふうにまとめて書かれているんですが、具体的には先ほど言いました「座間市教育大綱」、「豊かな心を育むひまわりプラン」にも盛り込まれている、「郷土への愛と誇り」ですね、そこを育む郷土学習の充実に向けて、非常に効果的であるということです。座間ならではのということであれば、この二つはやはり欠かせないのではないかと思います。

馬場委員　もう少しよろしいですか。

木島教育長　馬場委員、お願いいたします。

馬場委員　先ほど鈴木委員がおっしゃった「学芸員」の記載の話ですが、これは私は入れておいた方が良くと思います。というのは、御存じのように博物館の管理が外部委託されてしまう可能性があって、そうすると学芸員が削られてしまう可能性があるんですよね。つまり、あくまでも単なる事業としてやれば良いという認識で、学芸員がいなくなってしまうという、そういう事例があちこちの博物館であるんです。仮に「学芸員」という名前はあっても、きちんとした研究ができないような、名前だけの学芸員になってしまうこともあります。やはり、研究もできるような学芸員を配置しておくこと、これを設立のときにきちんと規則で決めておかないと、学芸員がいなくなってしまうということがあり得るんです。研究ができる学芸員を、常勤のポストとして定めておくということは、将来のために必要だと私は思います。

鈴木委員　外部委託によって学芸員を減らされるという、そういう傾向にあるということは知りませんでした。ただ、実際に郷土博物館を建てるとなると、学芸員を入れるということで、当初の予算がかなりかかるわけですね。

馬場委員　そこは人数を厳選するとか、あるいは学校の臨任の先生のような方に来てもらうとか、やり方はいろいろあると思うんです。ただ、学芸員のポストについて、外部委託した会社の職員がそのまま事務的にやるようなことがないように、研究もするような意味での学芸員を置く体制を取った方が良くと思います。という意味なので、具体的な話はまた別で良いとも思います。

それともう一つ、アでは「考古遺物・古文書・民具・無形文化財等を含む文化財」というふうに書いてあるんですけども、先ほど小井田委員がおっしゃったような意味での、郷土愛あるいは誇りにつながるというのは、無形のものもあるけれども、基本的にモノなんですよね。そうではなくて、一番大事なものは何かというと、昔の人の志とか行動、行ったことですよ。それを伝える。それはまさしく「郷土の先人に学

ぶ」なんですよ。だからそれと一体化させてはどうかと。

国立科学博物館は、2004年と2007年に大改訂をしたんですが、そのときにもやはりモノが問題になりました。モノが大事なことは確かなんですけれども、そこから導き出させる、想像力、ストーリー、それにやはり感動するんですよ。モノを見て素晴らしいというのは、これは言ってみれば美術なんかはそうです。実は自然科学だと、国立科学博物館には国宝級の資料はないんですよ。例えば大英自然史博物館だと、ダーウィンが一番最初にどこどこで採集したとかっていう、本当のオリジナルがある。これは超国宝級です。だけど、国立科学博物館は残念ながら明治以降にできてきたものだから、そういった超国宝級の資料というのは実はほとんどないんです。それでどうすれば、お客様に感動を呼び起こせるかという、モノによって描かれるストーリー、例えば自然がどんなに素晴らしいかとか、生物がどう進化してきたかとか、それから日本人がどうやって形成されてきたのかということのストーリーです。それはやはりモノなんだけれども、それを並べて説明することによってストーリーが生まれて、それで想像力を刺激して、それで感動を与える。特に、実際のモノとの関連があれば感動が伝わる。そうすると、博物館から帰っても自分自身でまた勉強しようとなる。そのため、モノを通じてストーリーを展開して分かってもらえる、そういう場を作りたいというのが国立科学博物館としては基本原則なんです。

だから、「郷土の先人に学ぶ」と合体させることによって、こう言うのは失礼けれども単なるモノの羅列ではなくなって、基になる先人の志があり認識があって、それでどういう行いをしたのか、そしてそれを具体的に表すモノから生み出されるストーリー、それが想像力を膨らませて感動を呼ぶわけです。それが博物館の役目だと思っているので、それをできればやりたいと思っています。

鈴木委員　　今のお話を聞いていて、やはり座間らしさを出すというのは、本当に今言われたようなことだと思います。

馬場委員　　旧石器、縄文と、普通に並べると他と同じで、そうすると本当の意義は何かと言われてしまうわけですよ。近隣市の博物館に行ったって同じじゃないかと言われてしまう。

鈴木委員　　具体的に言えば、養蚕ですね。幕末からこの辺一带全部そうなんですけど、特に座間は養蚕によって発展してきたという、そういうストーリーがありますから、そこから展開できると思うんです。そういう展示をすれば、皆が本当に座間を好きになっていくんじゃないか、そういう気がします。

木島教育長 だいぶ中身の部分が見えてきましたね。これをうまくまとめてもらう必要がありますね。

(小井田委員 挙手)

木島教育長 小井田委員、お願いいたします。

小井田委員 興味のある人だけの博物館ではなく、やはりそこから何が発展していくかということですね。ストーリー、これは本当に大きいと思います。子どもたちは、歴史を紐解く最初のところは、ものすごく集中して非常に興味を持っていくんです。それがだんだんと教科書の書面の資料のみになって、暗記することがとても多くなって、それで離れていくというのはすごくよく分かります。実際にモノを見て、想像する余地が全くない。それで歴史から離れていくのかな、というのはあります。一般の方でも、「郷土の先人に学ぶ」という読み物資料でスタート地点に立ち、それで実際にモノを見ると、これはずいぶん違うのかなというふうに思います。だから、協議資料のエに書いてある「郷土の歴史や文化に興味をもつ人々が有機的に結びつき、学芸員による学習支援の」という、これもすごく大事な要素ではあるんですけども、そうではなく、ストーリーを感じ、ストーリーを知り、そして本物に触れる、その逆もあり。こういう場であったら、非常にすばらしい、座間らしい博物館になるのではないかと思います。

木島教育長 他にはいかがでしょうか。

木島教育長 時間も迫ってきていますが、鈴木委員からは何かございますか。

鈴木委員 今日、新たに勉強させていただきました。

木島教育長 天野委員はいかがですか。

天野委員 地域密着型でやることができたら良いと思います。

鈴木委員 もう一つよろしいですか。

木島教育長 鈴木委員、お願いいたします。

鈴木委員 平成17年に、やはり同じような形で、「座間市にふさわしい博物館をめざして」合同検討会議から、「地域を生かす郷土博物館施設を目指して」という提言書が出ているんですが、また同じようなことにならないかというのをすごく危惧しております。それで予算のことも少し言ってしまったんですけども、同じようなことにならないように、前の提言も踏まえて作っていただければと思いますし、そういう意味で、馬場委員からの今日の御提案はすごく生きてくるんじゃないかという、そういう感想を持ちました。

木島教育長 実は、昨日の市議会の中でも郷土博物館について議員さんから質問があり、それに対して教育委員会が答弁いたしました。平成17年に提言が出され、そこから10年間、第四次総合計画には載ったけれども、何も動かないで終わってしまった、その反省を踏まえて今回の提言が出されているので、また同じような結果にならないようにというのは、議員さんからもお願いをされています。この1年間を通して、しっかりと教育委員さんと協議させていただき中身を検討し、更に良いものを市長に提案するというような流れを作っていきたいと思いますので、これからあと6回程度ありますが、どうぞよろしく願いいたします。

実は昨日、市長も答弁をしまして、市長はどんな考え方を持っているかということ、少し答弁書を読ませていただきます。「郷土博物館の整備に対する市長の考えを伺う」ということで市長が答弁した内容ですが、「郷土博物館の整備に対する私の考えについてお答えします。郷土博物館は、郷土の歴史や文化を学び、理解を深めることで、郷土愛、シビックプライドを醸成し、また、郷土の歴史を後世に伝えていくために有効な施設であり、前市長の議会答弁にもありましたが、私も今後整備を進めたい施設だと考えています。一方、このことは、公共施設再整備計画の推進や、財源の関係も念頭に置いた上で考えなければならないことです。」このように答弁していますので、市長も概ねは進めたいという思いが強いということで、ぜひ教育委員会としてしっかりしたものを提案していきたいと考えています。

それでは、郷土博物館の必要性については、全教育委員の方々が賛成であるという考え方でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 先ほど、馬場委員を中心にお話をいただきましたけれども、座間らしい、ストーリーのしっかりした中身を作っていくという方向で検討を進めていきたいと思います。事務局は、教育委員さんたちの意見を踏まえて、今後まとめていただきたいなというふうに思います。

稲垣主査、よろしいでしょうか。

稲垣主査 はい。

木島教育長 ぜひ、よろしく願いいたします。
それでは、本日の協議は以上でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、協議第1号は終了いたします。
説明員の稲垣主査、ありがとうございました。

(市史文化財担当 稲垣主査 退室)

木島教育長 本日、公開の案件は以上です。
会議の冒頭で決定しましたとおり、議案第24号及び報告第7号は非公開といたします。

(議案第24号「座間市教育委員会職員の人事について」及び報告第7号「県費負担教職員の任用について」は非公開)

木島教育長 本日の案件は以上です。
その他、委員会の中で取り上げたいことはございますか。

木島教育長 よろしいでしょうか。
それでは、次回の定例会は令和3年7月14日(水)午前9時30分から教育委員会室で開催します。
以上で6月定例教育委員会を閉じさせていただきます。

(午前10時52分閉会)